

## 令和4年度第5回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月10日(水) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(13人)

会長	1番	小林	功				
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次				
委員	2番	草刈	章博	3番	池本	英夫	
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩	健一	
	7番	長石	憲太郎	8番	國岡	美保子	
	9番	寺坂	富雄	10番	植木	克茂	
	11番	前川	義憲	12番	細山	周	
	13番	國岡	智志				

4. 欠席委員(1人) 6番 春摘 要

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

16番	寺坂	静雄	17番	西沖	和己
18番	平尾	晴次			

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

( 開 会 午後2時00分 )

事務局長

ただ今から、令和4年度第5回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し13名の出席ですので、総会は成立しております。

開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。

会 長

皆さん、こんにちは。

本日、令和4年度第5回の総会を開催することにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染者状況を見ますと、本日、鳥取県において新たな感染者が千人を超えたといえます。そうしますと、トータルで3万6千人余りと。先ほども局長とも話しましたが、15人にひとりぐらいは感染者になっておられるという状況です。これから盆に向かって、帰省その他があると。これで新たな感染者が増えないことを願って止まないところであります。

それから新聞テレビ等を見ておきますと、皆さんもご存じのように、やはり農業情勢と言いますか、この内容を見ておきますと、三点ほど皆さんにお知らせしておきたい点がございます

一つは22年産米ですが、飼料米等々の作付けに転用されたということで、約4万3千ヘクタール需給米の消費部分が減ったということで、適正水準に近づいたではなかろうかということでもあります。農水省が先月の27日に、22年産の主食用米の作付面積が昨年より約4万3千ヘクタール減ったという見通しが立ったと発表がありました。需給バランスについて3万9千ヘクタールの削減が達成されたということになったわけでもあります。22年産米の需給の目安、平均作の場合、23年6月末の民間在庫量は約2百万トンということですのでございますから、22年産米の米価安定の適正とされる180万トンから200万トンの範囲内で、平均並みなら需給改善に向く方向であろうと、このことを国自体が申し上げております。

もう一点は、基本法の検討と食料安保への抜本強化であります。政府与党は食料安全保障の確立ということで、食料・農業・農村基本計画の検討に入るといわれております。農業経営のいまの危機的状況におきましては、緊急対策は欠かせないということではありますが、従来 of 農政の抜本的な検討、それから見直し、見直しですな、このことを人口であるとか食料であるとか環境、あるいはエネルギーの問題が需給規模での重要な課題となっております。農業のあり方を考える上では、この諸問題を十分考える必要があるではなろうかなど、こういうふうに思っているところでもあります。

もう一点においては、小規模農家の価値と家族農家への再評価が新聞等々で近頃謳われて来つつあります。持続可能な地域づくりに重要な役割を果たす小規模農家が、世界的に見ましても見直されてきておるということで、日本の国土の約7割が中山間地帯であります。農業経営の9割以上が、家族農

業が占めておるということでもあります。私たちが規模拡大や経済優先の農業政策を見直して、地域を支える中小、家族農業、この価値を再評価する時期ではなかろうかなど、こういうふうに私は感じておるところでもあります。

日本は20年の食料農業農村基本計画で、経営規模の大小や中山間の地域といった条件にかかわらず、生産基盤を強化していくということが必要ではなかろうかなど、こういうふうに思っているところでもあります。

先般、岸田文雄首相が自民党総裁選の公約の中に、多面的機能の維持や食料安全保障の観点から、中小・家族農業や中山間地域の支援強化を掲げられました。先ほども申し上げましたように、食料農業農村基本計画見直し・強化が始まると言われておりますが、中小・家族農業の価値が再評価されて、支援を強化していただいたものであるなというふうに思っておるところでもあります。

それから、私、県の会長をしている関係で、各市町村の農業委員会総会の傍聴に、時ある毎に回っております。その中で委員の皆さんから、現地調査の報告等々が出ておりますが、その点において市町村によって格差があるわけですね。その中においても農業委員会法、それから農地法、関係法令集等を皆さんが熟読されて、現場に則した一つの取り組みをお願い申し上げたいというところでもあります。

私たちは非常勤の特別職の公務員扱いということでもあります。日常業務におきまして、言動と行動については十分注意して職務に従事をしていただきますよう、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

県内におきましても、改選期に公募されたある方がおられますが、市町村長より推挙されなかったという候補者が私のところに相談に来まして、「私はそれに対して公開質問状を出した」と。その回答があり、それを見ると皆黒のベタ塗りでありまして、それぞれ個々の評価というものは何一つ分からなかったと。これが実態であります。その方はある町村の法人の代表の方でありましたけど、そういうことがありました。

もう一点は、行動において我々は公務員扱いということですから、品物の授受等の点においては、司法に委ねてやられるということがございますが、その中において、ある方がそこの宅まで立場上行きまして、代表等々を確認しましたけれども、結果としたら「私は無知だったな」と言われました。

ですからそういうことを十分日頃の活動を業務の中で、一つ皆さんそれぞれその当たりのことを自覚していただいて、このようなことが起きないように、私たち農業委員及び推進委員は言動と行動に十分注意し、自覚と責任を持って職責を果たしていただき、地域のリーダーあるいはコーディネーター役としての使命を果たしていただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

尚且つ、県下全域にわたって8月から10月に農地利用状況調査が実施されます。一筆一筆を皆さんが調査するのが基本になっております。そういう点におきましても皆さん日頃多忙だろうと思えますし、これから農繁期に向

<p>事務局長</p>	<p>かつてのお忙しい時期になろうかと思えますけど、その点も十分後ほど事務局より説明をしていただくことと思えます。</p> <p>以上、簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>異議なしということですので、それでは、2番 草刈章博委員、3番 池本英夫委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、議案書の1ページをご覧ください。番号1番です。</p> <p>農地の所在が大字大屋字上へ仲田173番1、地目は田、面積213㎡です。権利種別は3条の無償移転、譲渡です。</p> <p>譲渡人は鳥取市南吉方二丁目の●●●●さん、譲受人は大屋212番地の●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、福安洋治さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。大屋公民館の下になります大屋川沿いの農地です。2ページに公図で、申請地の隣は譲受人の居宅になります。3ページが現況写真です。画質が荒いですが、耕作している畑の部分が申請地となっております。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

7 番	<p>7月29日に、現場にて双方から話を聞いたところ、所有権移転について間違いがないことを確認致しました。</p> <p>譲渡に至った経緯としましては、長年にわたり●●●●さんが自分の農地だと思い耕作しておられました。ところが、地籍調査で俊之さんの農地であることが判明したため、双方の話し合いの結果、所有権を移す事になりました。以上の点から、問題ないと判断致しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。</p> <p>農地法第4条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の2ページご覧下さい。番号1番です。</p> <p>農地の所在が大字西宇塚字瓜屋407番。地目は畑で、面積が98㎡です。</p> <p>申請人は西宇塚446番地2の、●●●●さんです。</p> <p>転用の目的は墓地で、転用理由としましては、既存墓地は山中にあり、土砂崩れもあるため移転し新築したいとのことです。</p> <p>資力及び信用については金融機関の通帳の写しで確認できており、過去に農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。</p> <p>事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。また、規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。</p> <p>周辺農地への影響ですが、農振農用地区域ですが用途区分変更済であり、問題はないと考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の4ページをご覧ください。奥西集落に入って直ぐの、山と住宅に挟まれた場所が申請地になります。5ページに公図、6ページが転用事業計画書、7ページ、8ページに被害防除計画書です。9ペー</p>

	<p>ジに土地利用計画図の平面図、10ページに立面図、11ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、11番 前川義憲委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
11番	<p>8月3日に申請者の●●●●さんとお会いし、現地確認と聞き取りをしました。合わせて、隣近所の農地の方ともお会いできました。</p> <p>確認を取ったところ、計画に問題がありませんので、報告致します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が、大字市瀬字上袋尻324番、地目が田で、面積は433㎡です。所有者は市瀬440番地4の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としては「平成10年頃、公共工事に伴う一時転用で使用されたが、転用完了後は耕作することなく現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の12ページをご覧ください。13ページに公図を、14ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお</p>

10番	<p>願っておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p> <p>8月3日に、農地所有者の山本さんに話を聞きました。共に現地も確認を致しました。この現地は、鳥取自動車道の建設工事に伴いまして一時転用されましたが、工事終了後に水田に戻すことなく現在に至っております、非農地として認められます。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第2 議案第4号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>議案第4号につきましては、番号1から2が14番 小宮山晃次委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p>(小宮山晃次委員退席 午後2時30分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページとなります。</p> <p>7月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計2,117㎡です。利用権を設定する者が1名、受ける者が1名となっております。期間につきましては、全て5年から10年未満のものとなっております。</p> <p>それでは5ページで詳細について説明いたします。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)以上です。</p> <p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>ないようですので、それでは採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>賛成多数ですので、議案第4号は原案のとおり決定することにいたしました。 小宮山職務代理の復席を認めます。</p> <p>(小宮山晃次委員復席 午後2時31分)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第5回総会を閉会いたします。</p> <p>( 閉 会 午後2時32分 )</p>



農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年8月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 草 刈 章 博

智頭町農業委員会委員 池 本 英 夫